

第 1 章 総 則

第 1 条 聖光高等学校学則第 3 条の 2 の規定にしたがい、聖光高等学校単位制通信制課程について第 2 章以下に規定する。

第 2 章 教 職 員

第 2 条 本課程の教職員を次の通り定める。

- ① 校長 1 名（全日制課程の校長が兼務する。）
 - ② 教頭 1 名（専任）
 - ③ 教員 5 名以上（高等学校通信教育規程第 5 条第 1 項に従う）
 - ④ 事務職員 2 名以上（高等学校通信教育規程第 5 条第 2 項に従う）
- 2 前項の規定にかかわらず、校長は本課程の運用に必要な教職員をおくことができる。

第 3 章 年 次 及 び 学 期

第 3 条 本課程の生徒の入学時期は 4 月 1 日および、10 月 1 日、卒業時期は、3 月 31 日および 9 月 30 日の各 2 期とし単位の数によって学級の年次編成を行うものとする。

- 2 年次編成は修得単位数により下表に従い区分する。

1 年 次	0 ～ 1 4 単 位
2 年 次	1 5 ～ 4 4 単 位
3 年 次	当該年度に卒業が見込まれる者

- 3 本課程における学期は、次の各号の通りとする。

- ①前期 4 月 1 日に開始し 9 月 30 日で終了する。
- ②後期 10 月 1 日に開始し 3 月 31 日で終了する。

第 4 章 学 習 方 法

第 4 条 本課程における生徒の学習活動は次の各号により行う。

- ① 添削指導、面接指導、試験を教育課程に沿って行う。
- ② 前号に掲げる方法のほか、放送およびその他の視聴覚機器による指導方法を加味することができる。
- ③ 前 2 項の指導において生徒には学習書その他の教材を使用して学習させるものとする。

第 5 章 添 削 指 導 及 び 面 接 指 導 回 数

第 5 条 高等学校学習指導要領第 1 章第 8 款の 1 の定めにより、添削指導の回数、面接指導の単位時間数（1 単位時間は 50 分とする）は別表 1 に定める通りとする。

- 2 面接指導日は原則として各月の土曜日又は日曜日を充てる。必要があれば土曜日及び日曜日の両日及び平日を充てることもできる。
- 3 試験は、前期末の前期考査、後期末の後期考査の年 2 回とする。ただし、小テストや実技テスト等は各教科の特殊性にしたがい随時実施することができるが、それらを前記 2 回の考査に置き換えることはできない。

第 6 章 放 送 視 聴

第 6 条 高等学校学習指導要領第 1 章第 8 款の 4 の放送による指導は、担当教師の指導に基づき生徒がラジオ又はテレビ放送その他の視聴覚機器を利用した教材を視聴し、所定の視聴記録を提出するものとする。

その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、各教科・科目

の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうちそれぞれ10分の6以内の時間数を免除する。但し、複数の視聴覚機器を利用する場合には、10分の8以内の時間を免除することができる。

- 2 面接時間数を免除できる放送番組はNHKの高校講座若しくは、その他の番組については、教科担当教師が事前に充分内容を検討し視聴を認めた場合に限る。また、e-ラーニングや授業CDなど、生徒の学習に十分な内容のものでなければならない。この場合教科担当教師はその放送記録を当該年度内は保持しなければならない。

第7章 カリキュラム（教育課程）

- 第7条 本課程のカリキュラムを別紙表2の通り定める。ただし、年度、履修希望者数により開講しない場合がある。また、開講科目を後期に開講することができる。

第8章 学納金

- 第8条 学納金は別表3の通りとし、原則として分割納入は認めない。ただし、後期転編入学及び転籍の生徒で、3月末日に卒業できると認められる場合もしくは学習の進捗状況から卒業年次を延長する場合は、転編入時当初あるいは卒業年次の延長に相当する追加学納金につき、半期単位で納めることができる。

第9章 履修登録数

- 第9条 1年間に履修登録できる単位数は原則として14単位以上29単位以下とする。
- 2 前年度添削指導及び面接指導の回数不足により単位履修が認められなかった場合は、前年度分の添削指導及び面接指導の回数は継続することができる。ただし、単位履修料は次年度に持ち越すことはできない。（改めての支払いが必要となる）
 - 3 転編入学その他の場合において、その年度内において履修が可能であり卒業するにあたり、30単位を超えて履修することを認められた特別の場合には追加の単位履修料を納入し履修することができる。
 - 4 転入学編入学及び転籍の生徒で、時期や学習の進捗状況により単位履修を14単位以下とすることができる。

第10章 科目履修

- 第10条 履修科目にⅠ、Ⅱの区別がある場合は、Ⅰを履修しないでⅡを履修することはできない。但し、科目の内容によっては、可能な場合もある。

第11章 高等学校卒業程度認定試験

- 第11条 高等学校卒業程度認定試験に合格した場合は、本校カリキュラム内教科及び当該単位数に限り、合格科目の単位を認定することができる。
- 2 前項の認定は当該年度履修登録をした教科にのみ適用され、その適用は同一年度内3科目までとする。
 - 3 「高卒認定」願いと認定料、高卒認定合格証明書の提出がなされた時に、学期の単位認定会議時にこれを認定する。ただし、評価は行わず指導要録備考欄にその旨を記入し単位数を記載する。

第12章 単位認定

- 第12条 添削指導、面接指導が所定回数を超えかつ5段階評定の2以上に評定されたものについてのみ単位を認定する。
- 2 その他の単位認定に関する細則は、別途教務規定に定める。

第 1 3 章 卒 業

第14条 卒業認定は次の第1号から第5号の条件を全て満たした場合にのみ行う。

- ① 高等学校の在籍期間が通算して3カ年以上あること。
- ② 必履修科目が全て履修されていること。
- ③ 74単位以上の単位を修得できていること。
- ④ 30単位時間以上の特別活動時数に出席していること。
- ⑤ 6カ月以上本校**通信制課程**に在籍した者であること。

第 1 4 章 面接指導の出席

第15条 面接指導の出席は「実出席時間数」のみとする。法定伝染病による出席停止忌引、一般交通機関の延着、公務欠席等も理由ある欠席とし、出席扱いにはできない。平常の面接指導時間は15分以内の遅刻のみ入室することができる。

- ① 15分以上の遅刻については、欠課扱いとする。
 - ② 遅刻扱いについては出席1/2の欠課扱いとする。
- 2 面接指導に関するその他の細則については、教務規定に定める。

第 1 5 章 特別活動

第16条 **特別活動の認定時数は教務規定に定める。**

- 2 卒業に必要な時間は30単位時間以上とする。
- 3 行事の内容によっては、科目の出席時間とする。特別活動の時間と重複しない。
- 4 転編入学及び転籍の生徒は、受け入れの学期により該当年次の生徒と同じ時間数とする。

第 1 6 章 評 価

第17条 評価は別紙教務規定における規準に従って行う。

- 2 添削指導の評価は、A・B・C・D・再提出の五段階で評価する。再提出により認められたレポートの評価はC若しくはDとする。補習において提出されたレポート、提出期限超過のレポートも同様とする。ただし、学期途中の転入の場合はこの限りでない。
- 3 単位認定試験に関する細則は、別途教務規定に定める。

第 1 7 章 新入学、転編入、転籍

第18条 入学試験を実施し、合格者に対し**校長**が入学を許可する。

- 2 入学試験は2月初旬から4月初旬の間に数次にわたり実施する。また、入学試験は数次の入学試験の中の1回については、本校全日制課程の入学試験と同時に実施することができる。後期入学試験は9月末に1回実施する。

3 入学試験実施要領は少なくとも第1回目の入学試験の3カ月前に発表する。

第19条 転編入学は通信制課程併設の意義に鑑み本条各号の条件に従い受け入れる。

- 2 編入は**随時入学試験を実施する**。ただし在籍年限は前籍校の在籍期間も含め、通算して三年を超えなければならない。
- 3 転入は**随時入学試験を実施する**。ただし在籍年限は前籍校の在籍期間も含め、通算して三年を超えなければならない。
- 4 前籍校での修得単位は、**全て卒業に必要な単位**をして本校単位に加算することができる。
- 5 転入後の面接指導時間数が本校における時間割内で最低面接指導回数を満たすことができない時は、補習等でこれを補い、最低面接指導回数を満たすものとする。
- 6 本校退学者で、退学後同一年度内に編入試験を受験し合格した場合は入学金の2分の1を免除する。
- 7 その他の内容については、教務規定に定める。

第20条 転籍は次の各号に従い許可するものとする。

- ① 転籍は4月1日を原則とする。ただし、全日制課程から通信制課程への転籍は、家庭的事情、経済的事情、身体的事情等のやむを得ない事情のある場合はこの限りでない。
- ② 年度途中の転籍の場合は、通信制課程での就学が充分可能であるとの該当学年主任及び学級担任の見解を必要とする。
- ③ 通信制課程から全日制課程への転籍は4月1日に限る。また、各学年度末の評定平均が3.5以上、面接指導出席率**8割**、生活指導面で特段の問題がなく団体生活に充分なじめる者であること、**保護者及び本人の強い希望がある者で転籍面談を条件とする。**
- ④ **通信制への転籍料は免除する。**ただし、通信制課程から全日制課程への転籍の場合、転籍料は3万円とする。
また、年度途中通信制課程への転籍の場合の面接指導に関する取り扱いは転編入の場合に準じる。
- ⑤ その他の転籍に関する細則については、別途教務規定に定める。

第18章 単位未履修、復学、転学、退学

第21条 生徒が履修登録をしない場合には、退学若しくは除籍とする。

第22条 他の高等学校へ転学しようとする者は、担任を通じて校長に申し出なければならない。

- 2 転学を適当と認めたときは、転学照会状に在籍証明書、成績証明書、単位修得証明書を添えて、転学希望高等学校長に送付する。
- 3 当該高等学校長より、転学許可の通知を受けたときは、生徒指導要録の写し、健康診断票を送付する。

第23条 退学しようとする者は、所定の退学願いを提出し許可を得なければならない。

第19章 考 査

第24条 考査は教務規定の定めに従い実施する。

第20章 警報による休校

第25条 気象上の警報による臨時休校については本条各号に従い処置する。

- ① 山口県全域または周防地域に午前7時の時点で大雨、洪水、暴風雨、大雪のいずれかの警報が発令されている場合は自宅で待機させる場合がある。
- ② 午前11時までには警報が解除された場合は、解除の2時間30分後から面接指導を開始する。
- ③ 午前11時までには警報が解除されない場合は臨時休校とする場合がある。
- ④ 生徒の居住地域に警報が発令され、山口県または周防地域に警報が発令されていない場合は面接指導は行おうが、保護者、生徒からの連絡により公務欠席扱いとする。
- ⑤ 本条の規定により生徒の欠席、欠課を判断する場合は、公の交通期間の運行状況も考慮する。
- ⑥ 臨時休校の場合の面接指導は改めて後日設定する。

第21章 補 習

第26条 補習は、集中スクーリング及び天候や災害などで学校が休校となった日について行う。また、生徒の入学時期や、疾病等の理由により出席時間数不足の場合に特別補習を実施する。

第 2 2 章 学校行事等

第27条 学校が統一して行う学校行事には教育活動に沿って、入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、映画鑑賞、芸術鑑賞、社会見学、野外活動、キャンプ実習、宿泊指導、オリエンテーション、キリスト教の礼拝等がある。

第 2 3 章 賞 罰

第28条 皆出席は、定められた行事及び授業に全て出席し、単位を修得した場合に表彰する。但し、SHRの時間は除く。

2 3年間皆出席表彰を受けた者は卒業時に3年間皆出席者として表彰する。

第29条 生徒の高校生としての生活を本条各号の通り規律する。このことは受験志願者にも周知徹底させる。

- ① 喫煙、道路交通法違反、授業妨害その他改善を要すると思われる生徒に対し懲戒を加える。改善の見込みがないと判断された場合は退学を促す。
- ② バイク、自動車、自転車通学は届け出制とする。
- ③ 履修状況が常でなく成業の見込みがないと認められる者には退学を促すことがある。

第 2 4 章 校 時 表

第30条 面接指導日の1日の校時表は以下の通りとする。

SHR	1限	2限	3限	昼食	4限	5限	6限	SHR
9:20~ 9:30	9:30~ 10:20	10:30~ 11:20	11:30~ 12:20	12:20~ 13:05	13:05~ 13:55	14:05~ 14:55	15:05~ 15:55	15:55~ 16:10

第 2 5 章 学 割

第31条 生徒がJR西日本の列車を利用して通学する場合は、割引回数券を利用することにより通学運賃の割引を受けることができる。ただし、割引回数券は通学以外には利用できない。また、面接指導に応じた枚数しか発行しない。

- 2 生徒が100Km以上JR各社を利用して旅行する場合、運賃割引証（2割引）を利用することができる。但し、運賃割引証が利用できる範囲は各種スポーツ大会や定時制通信制の各種行事、学校行事、学校見学その他の教育活動全般とする。希望者は利用1週間前に学級担任の許可を得て、事務室で運賃割引証を発行してもらう事ができる。

第 2 6 章 休 業 日

第32条 本校単位制通信制課程の休業日は本条各号の通りとする。

- ① 国民の祝日に関する法律で定める日
- ② 創立記念日 10月28日
- ③ 冬季休業日 12月29日から翌年の1月4日まで
- ④ 夏季休業日 8月13日から8月15日まで
- ⑤ 春季休業日 年度の曜日によって学校で定める。

付 則 この単位制通信教育規定は平成15年4月1日から施行する。
この単位制通信教育規定は平成16年4月1日に一部訂正して実施する。
この単位制通信教育規定は平成17年4月1日に一部訂正して実施する。
この単位制通信教育規定は平成18年4月1日に一部訂正して実施する。
この単位制通信教育規定は平成20年4月1日に一部訂正して実施する。